

刑捜一甲達第 5 号
生企甲達第 3 号
交企甲達第 3 号
警公甲達第 4 号
平成17年2月16日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

適正かつ効果的な捜査費の執行について

捜査活動を的確に推進し十分な成果を上げるため、捜査費を適正かつ効果的に執行することは、極めて重要である。

これまで捜査費の執行等については、会計文書の適正な管理について（平成17年警会甲達第7号）等により一層の適正化が図られてきているところであるが、各所属にあつては、捜査の適正な遂行に併せ、特に下記の事項について配意し、捜査費の適正かつ効果的な執行の確保に万全を尽くされたい。

記

1 捜査費の適正かつ効果的な執行の基本

捜査に従事する職員（以下「捜査員」という。）は、捜査を的確に推進し、もって県民の信頼にこたえていく上で、捜査費の適正かつ効果的な執行が捜査の適正な遂行と密接に関わるものであることを自覚し、捜査費の執行に関して自らに課せられた責任を果たさなければならない。

2 捜査幹部の責務

捜査幹部（捜査を担当する本部の課長、次席及び課長補佐並びに署長、副署長及び捜査主任官をいう。以下同じ。）は、率先垂範して1に示した事項の徹底を図るとともに、捜査費の適正かつ効果的な執行を確保するため、次の事項に留意しなければならない。

(1) 捜査費の執行を伴う捜査に係る指揮の徹底

捜査費の執行を伴う捜査に当たっては、当該執行にかかわる捜査員から直接捜査状況の報告を求め、捜査すべき事項を把握した上で、当該執行の必要性、緊急を要し、又は秘密を要するなどの当該執行の妥当性、執行方法等を検討・確認すること。

特に、捜査主任官にあつては、捜査の進捗状況を確実に把握した上、部下捜査員に対し、当該執行の必要性等について、その都度、具体的に指揮し、指導を行うこと。

なお、捜査費以外の経費についても、その執行の一層の適正化を図る観点から、これに準じた措置を講ずること。

(2) 捜査員に対する指導教養の徹底

1に示したとおり、捜査費の適正かつ効果的な執行を確保するためには、捜査幹部はもとより、捜査員一人一人がその重要性を認識し、捜査費の執行が可能である使途や捜査費の交付申請、支払精算等の会計手続の意義を十分理解する必要があることから、平素から、捜査員の自覚の涵養に努めるとともに、これら事項に関する指導及び教養を徹底すること。

また、捜査を的確に推進し、成果を上げるため、有効な捜査費の活用方策について平素から検討を行い、捜査員に対して、その活用方策に関する指導・教養を徹底すること。

なお、捜査費以外の経費についても、その執行の一層の適正化を図る観点から、会計経理に関する指導・教養に努めること。

(3) 会計部門との連携による捜査費等の効果的な執行の推進

捜査員との意見交換会を設けるなどして、捜査費が執行可能か否か不明な事案その他捜査費の執行をめぐる問題点や、捜査費はもとより捜査費以外の経費として、措置及び改善を要するものの把握に努め、会計部門との連携により、捜査費等の予算措置及びその効果的な執行に努めること。

3 巡回業務指導体制の整備等

捜査費等の適正かつ効果的な執行を確保するため、次のとおり刑事部、生活安全部、交通部及び警備部に所要の体制を整備して反復した巡回業務指導を実施する。

(1) 各部の事件担当課に、捜査費等指導担当官（以下「担当官」という。）を指定するものとし、次席の職にある者をもって充てるものとする。

担当官は、1年間に2回以上警察署及び部内各所属を巡回業務指導するものとする。ただし、担当官が巡回業務指導することが困難な場合等は、担当官が指定した課内の課長補佐に担当官の任務を補助させることができる。

(2) 担当官は、会計部門その他の部門との連携を密にし、巡回業務指導の機会を活用するなどして、2に示した各事項について、関係者からの聞き取り、関係資料の点検等に重点をおいた実地指導を実施するとともに、捜査幹部に対して適切な助言を行うこと。

(3) 事件担当各部の庶務担当課の長は、各種任用科教養その他警察学校における捜査費等の執行に関する教養について、担当官を捜査費に係る教養担当者に指定するなど、捜査費に関する教養を積極的に行うこと。

(4) 事件担当各部の庶務担当課の長は、巡回業務指導を実施した都度、指導内容検討会を開催し、各担当官の指導状況についての実効性の有無、指導の過程において把握した捜査費の執行に係る問題点等について、確認・検討すること。

なお、上記検討会を実施する場合は、部内各所属の幹部及び会計部門担当者を参加させるよう努めること。